



スカパーJSAT

SAD-b1-23-001

# Starlink Businessサービス 契約約款

第1版  
(令和5年12月)

スカパーJSAT株式会社

## Starlink Businessサービス契約約款 目次

第1章 総則-----	1
第1条 (約款の適用) .....	1
第2条 (約款の変更) .....	1
第3条 (用語の定義) .....	1
第4条 (外国における取扱制限) .....	2
第2章 Starlink Businessサービスの内容-----	3
第5条 (Starlink Businessサービスの種別) .....	3
第6条 (Starlink Businessサービスの提供区間) .....	3
第7条 (Starlink Businessサービスの提供区域) .....	3
第3章 Starlinkキット等の配送及び設置等-----	4
第8条 (Starlinkキット等の配送及び設置、撤去) .....	4
第9条 (Starlinkキット等の所有権の移転) .....	4
第10条 (Starlinkキット等の管理責任) .....	4
第4章 利用契約の締結等-----	5
第11条 (利用契約の単位) .....	5
第12条 (電気通信回線設備の終端) .....	5
第13条 (利用申込の方法) .....	5
第14条 (利用申込の承諾) .....	5
第15条 (Starlink Businessサービスの種別、品目の変更) .....	6
第16条 (当社が行うStarlink Businessサービス契約の解除) .....	6
第17条 (利用契約者が行うStarlink Businessサービス契約の解除) .....	6
第18条 (利用契約者の義務等) .....	6
第19条 (その他の提供条件) .....	7
第5章 Starlink Businessサービスの提供の中止及び停止-----	8
第20条 (Starlink Businessサービスの提供の中止) .....	8
第21条 (Starlink Businessサービスの提供の停止) .....	8
第6章 料金等-----	9
第22条 (料金) .....	9
第23条 (定額利用料の支払義務) .....	9
第24条 (基本サポート料の支払義務) .....	9
第25条 (一時金の支払義務) .....	9
第26条 (料金の計算方法等) .....	9
第27条 (割増金) .....	9
第28条 (延滞利息) .....	10
第7章 保守-----	11
第29条 (利用契約者の維持責任) .....	11
第30条 (利用契約者の切分責任) .....	11
第31条 (電気通信設備の変更に伴うStarlinkキット等又は自営端末設備の変更等) .....	11
第8章 保証及び損害賠償等-----	12

第32条	(保証期間内における保証)	12
第33条	(端末の保証期間経過後における保証)	12
第34条	(Starlinkキット等及びStarlink Businessサービスの保証の限界)	12
第35条	(Starlink Businessサービス及びStarlinkキット等に関する問い合わせ受付)	13
第36条	(その他の提供条件)	13
第37条	(免責)	13
第38条	(損害賠償)	14
第9章	雑則	15
第39条	(電波干渉に要する工事等)	15
第40条	(当社の承諾の限界)	15
第41条	(当社が別に定める事項)	15
第42条	(利用契約者の情報の取得)	15
第43条	(利用契約者の氏名等の通知)	15
第44条	(利用契約に係る情報の利用)	15
第45条	(注意喚起)	16
第46条	(送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処)	16
第47条	(Starlinkサービス運営会社が行うセキュリティ対策の承認)	16
第48条	(知的財産権の取扱い)	16
第49条	(不可抗力)	17
第50条	(権利の不放棄)	17
第51条	(可分性)	17
第52条	(合意管轄)	17
第53条	(準拠法)	17
第54条	(その他の提供条件)	17
別記		18
附則		21

## 第1章 総則

## (約款の適用)

第1条 当社は、このStarlink Businessサービス契約約款(Starlink Businessサービス契約約款細則(以下「細則」といいます。))を含みます。以下「約款」といいます。)及びStarlink Businessサービス料金表(以下「料金表」といいます。)を定め、これによりStarlink Businessサービス(第3条(用語の定義)において定義します。)を提供します。

## (約款の変更)

第2条 当社は、利用契約者の一般の利益に適合する場合、又は電気通信サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、約款の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、この約款を変更する場合には、変更後の約款の内容及びその効力発生時期を利用契約者に周知するものとします。

## (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けること
2 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
3 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
5 データ通信	専ら符号又は影像を伝送交換するための電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信
6 Starlinkサービス運営会社	Starlink Japan合同会社又は Space Exploration Technologies Corp.
7 Starlinkキット	陸上その他建物などに開設し、使用するための無線局であって、通信衛星の中継により無線通信を行う電気通信回線設備であり、アンテナ部、Wi-Fiルーター部、電源部、ベースから構成されるもの
8 オプション品	Starlink キットと一体で利用することができる周辺機器のうち、当社が指定するもの
9 Starlinkキット等	Starlink キット及びオプション品
10 シリアル番号	Starlinkキットを一意に識別する為に付与される所定の文字列
11 Starlinkサービス衛星	Starlinkサービス運営会社が設置する通信衛星
12 Starlinkサービス衛星通信網	Starlinkサービス衛星及びStarlinkサービス運営会社が設置する電気通信回線設備等によって構成される通信網
13 Starlink Businessサービス	Starlinkサービス衛星通信網を経由しStarlinkサービス運営会社により承認されたStarlinkキット等を発着する、当社が日本国内において提供するデータ通信サービス
14 利用申込	利用契約の申込み
15 利用申込者	当社へStarlink Businessサービスの利用に係る申込みをした者(法人に限ります。)

16 利用契約	当社とのStarlink Businessサービスに係る契約
17 利用契約者	当社と利用契約を締結している者(法人に限ります。)
18 Starlink Businessサービス契約者回線	この約款に基づいてStarlinkサービス衛星と利用申込者が指定するStarlinkキットとの間に設定される電気通信回線
19 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内にあるもの
20 自営端末設備	利用契約者が設置する端末設備であって、Starlinkキット以外のもの
21 自営電気通信設備	利用契約者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
22 電気通信回線	利用者(電気通信事業者との間に電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している者方をいいます。)が電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
23 相互接続点	Starlinkサービス衛星通信網とStarlinkサービス衛星通信網以外の電気通信事業者との間の相互接続協定(電気通信事業法第33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定を含みます。以下同じとします。)に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
24 協定事業者	Starlinkサービス運営会社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
25 料金月	1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間(世界標準時に基づきます。)
26 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準及び当社が定めるStarlink Businessサービス衛星通信の電気通信回線設備に係る端末設備等の接続の技術的条件
27 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## (外国における取扱制限)

第4条 Starlink Businessサービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

## 第2章 Starlink Businessサービスの内容

## (Starlink Businessサービスの種別)

第5条 Starlink Businessサービスには、次のタイプがあります。

種 別	内 容
陸上固定プラン	あらかじめ利用契約者が当社に申告した位置情報の地点にStarlinkキットを設置してStarlink Businessサービスを利用できるもの
陸上移設プラン	あらかじめ利用契約者が当社に位置情報の申告をすることなく、陸上の任意の場所にStarlinkキットを設置してStarlink Businessサービスを利用できるもの
海上移動プラン	あらかじめ利用契約者が当社に位置情報の申告をすることなく、船舶などにStarlinkキットを設置して、国内の海上を移動中にStarlink Businessサービスを利用できるもの

## (Starlink Businessサービスの提供区間)

第6条 当社のStarlink Businessサービスは別記1に定める提供区間において提供します。

## (Starlink Businessサービスの提供区域)

第7条 Starlink Businessサービスの提供区域は日本全国(領海を含みます。)とします。

## 第3章 Starlinkキット等の配送及び設置等

## (Starlinkキット等の配送及び設置、撤去)

第8条 当社は、Starlinkキット等を当社所定の配送業者を利用して利用契約者へ配送します。

- 2 利用契約者は、自らの責任で、Starlinkカスタマーポータルで入手できるStarlinkインストールアプリ及びインストールガイドに従って、空の見通しの良い場所にStarlinkキット等を設置し、又は撤去するものとします。
- 3 利用契約者は、自らの責任で、Starlinkキット等の設置に関して、適用される全ての建築基準法、ゾーニング、条例、事業地区又は団体の規則、規約、条件、制限、賃貸借(リース)契約上の義務並びに地主/所有者の承認及び条件を確実に遵守し、全ての関連する手数料その他の料金を支払い、また、Starlink Businessサービス及びStarlinkキット等の設置に必要な全ての許可その他の認可を取得するものとします。
- 4 利用契約者は、当社及びStarlinkサービス運営会社の承認を得ることなく、インストールガイドに反する又は機器の伝達特性を別途変更する(アンテナをカバー/レドームの下に設置するなど)方法でStarlinkキット等に変更(外観/塗装の変更を含みます。)を加えてはなりません。
- 5 Starlink Businessサービスの利用に際して、利用契約者の所有物に何らかの工事又は変更を必要とする場合、当社及びStarlinkサービス運営会社は、費用の補償、又は利用契約者の所有物をStarlink Businessサービスの提供前と同じ物理的状態に戻す義務を負いません。
- 6 利用契約者は、屋根に常設する必要がある場合、メンブレンの貫通に関して利用契約者の屋根に適用される保証など、この種の設置に関連する潜在的なリスクを承認するものとします。

## (Starlinkキット等の所有権の移転)

第9条 Starlinkキット等の所有権及び危険負担は、納品時に当社から利用契約者へ移転します。

## (Starlinkキット等の管理責任)

第10条 利用契約者は、Starlinkキット等について、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、利用契約者以外の方の行為についても当社に対して責任を負っていただきます。

## 第4章 利用契約の締結等

### (利用契約の単位)

第11条 当社は1の利用契約者回線ごとに、1の利用契約を締結します。

2 当社との間に利用契約を締結できる者は、1の利用契約につき、1人に限ります。

### (電気通信回線設備の終端)

第12条 利用契約者回線の終端は、Starlinkキットとします。

### (利用申込の方法)

第13条 利用申込にあたっては、次に掲げる事項を記載した当社所定のStarlink Businessサービス申込書を当社に提出していただきます。

- (1) 種別
- (2) 品目
- (3) 設置場所／常置場所
- (4) サービス利用開始希望日(世界標準時に基づきます。)
- (5) その他利用申込の内容を特定するための事項

### (利用申込の承諾)

第14条 当社は利用申込に対して、利用申込を受け付けた順序に従い、次に掲げる事項について記載した当社所定の利用契約書の取り交わし又はこれに準じる承諾書の発行をもって承諾します。

- (1) 種別
- (2) 品目
- (3) 設置場所／常置場所
- (4) サービス利用開始日(世界標準時に基づきます。)
- (5) その他利用申込の内容を特定するための事項

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、利用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあったStarlink Businessサービスを提供するために使用する電気通信設備が無いとき。
- (2) 申込みのあった利用回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 申込みのあったサービス開始希望日にStarlink Businessサービスの提供の開始ができないとき。
- (4) 利用申込者がStarlink Businessサービスの料金その他の債務(この約款の規定により支払いを要する利用料等の料金、工事費に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この約款において同じとします。)のいずれかの支払いを過去に怠り、もしくは現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5) 利用契約の申込内容が、Starlinkサービス運営会社との協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき、その他Starlinkサービス運営会社の承諾が得られないとき。
- (6) この約款の規定に反し、又は反することとなる恐れがあるとき。
- (7) その他Starlink Businessサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 前二項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、Starlink Businessサービスの申込を承諾しないことがあります。

- (1) Starlinkキットを所持していない利用申込者が、その申込みにあたり、Starlinkキット等の申込をせずにStarlink Businessサービスのみを申込みしたとき。

- (2) 利用申込者が、当社から提供を受けたものでないStarlinkキットの使用を前提に、当社へStarlink Businessサービスを申込みしたとき。
- (3) 利用申込者が、Starlinkサービス運営会社が別に定める規約文書等に同意しないとき。

#### (Starlink Businessサービスの種別、品目の変更)

**第15条** 利用契約者は、変更しようとする日から起算して10営業日前までに、料金表第1表 定額利用料の種別及び品目の変更を請求することができます。ただし、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 利用契約者は、前項の請求を行うときは、当社所定のStarlink Businessサービス変更申込書を当社に提出していただきます。
- 3 当社は、第1項の請求があったときは、前条(利用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (当社が行うStarlink Businessサービス契約の解除)

**第16条** 当社は、次のいずれかの場合には、利用契約を解除することがあります。

- (1) 利用契約者が当社に提出した利用申込の内容が事実と相違していることが判明したとき。
  - (2) 利用契約者が約款の規定に基づき支払うべき料金その他債務について、料金表通則8(料金等の支払期日)に定める支払期日までに支払わず、当社が相当の期間を定めて支払いの履行の催告を行ったにもかかわらず、当該料金又は債務を支払わなかったとき。
  - (3) 第21条(利用停止)の規定に基づくStarlink Businessサービスの提供の停止をした場合で停止期間が14日以上となったとき。
  - (4) Starlink Businessサービスに係る電気通信設備に障害が発生し、利用契約で定めた利用契約事項と異なる利用契約事項によるStarlink Businessサービスの提供もできないとき。
  - (5) 利用契約者が破産法(平成16年法律第75号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことが判明したとき。
  - (6) Starlinkサービス運営会社と当社との間のStarlink Businessサービス提供に係る契約が解除されたとき。
- 2 当社は、前項第(1)号、第(2)号又は第(3)号の規定により利用契約を解除するときは、あらかじめ、利用契約者にその旨書面で通知しますが、前項第(4)号、第(5)号又は第(6)号の規定によるときは、口頭でその旨通知し、事後すみやかに書面で確認します。
  - 3 当社は、第21条(利用停止)第1項第(1)号から第(9)号の各号の規定のいずれかに該当する場合でその事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、Starlink Businessサービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに利用契約を解除することがあります。
  - 4 利用契約者は、本条に基づく解除を理由としたStarlinkキット等の返品はできません。

#### (利用契約者が行うStarlink Businessサービス契約の解除)

**第17条** 利用契約者は、利用契約を解除しようとするときは、解除しようとする日から起算して10営業日前までに、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。

- 2 利用契約者は、本条に基づく解除を理由としたStarlinkキット等の返品はできません。

#### (利用契約者の義務等)

**第18条** 利用契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、Starlink Businessサービス又はStarlinkキット等を利用しないこと。

- (3) Starlinkキット等及びStarlink Businessサービスの購入に関連する領収書その他の資料の写しを、記録のため保管すること。
  - (4) 利用契約者のStarlinkキット等が盗まれる若しくは破壊されるそのほかの事由により亡失した場合又は利用契約者の敷地から撤去された場合、利用契約者は直ちに当社にその旨を通知すること。
  - (5) 利用契約者は、Starlink Businessサービス又はStarlinkキット等の全部又は一部を利用契約者以外の者に使用させる場合は、そのStarlink Businessサービス又はStarlinkキット等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負い、当社がStarlink Businessサービス契約上の権利を行使するために必要な同意を取得すること。
- 2 当社は、利用契約者の行為が別記2(利用契約者の禁止行為)に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断する場合は、前項第1号の義務に違反したものとみなします。
  - 3 利用契約者は、第1項の規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(その他の提供条件)

第19条 Starlink Businessサービスにかかるその他の提供条件については、Starlinkサービス運営会社が定めるStarlink仕様書のほか、当社が別に定めるところによります。

## 第5章 Starlink Businessサービスの提供の中止及び停止

## (Starlink Businessサービスの提供の中止)

第20条 当社は、次のいずれかの場合には、Starlink Businessサービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。

- (1) Starlinkサービス衛星通信網の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- (3) Starlinkサービス運営会社が当社に対し卸電気通信役務の提供を行わないとき。

2 当社は、前項の規定によりStarlink Businessサービスの全部又は一部の提供を中止するときは、あらかじめ、その旨を利用約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## (Starlink Businessサービスの提供の停止)

第21条 当社は、利用契約者が次のいずれかに該当する場合には、その事実が解消されるまで、Starlink Businessサービスの通信を停止することがあります。

- (1) 利用契約の規定により支払うべき料金その他の債務について、料金表通則8(料金等の支払期日)に定める支払期日までに支払わなかったとき。
- (2) 第39条(電波干渉に要する工事等)の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、Starlinkキット等に自営端末設備を接続したとき。
- (4) 当社が別に定めるところに違反して、Starlinkキット等及び自営端末設備について当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果技術基準等に適合していると認められないStarlinkキット等及び自営端末設備を使用したとき。
- (5) 第18条(利用契約者の義務等)のほか、この約款の規定に違反したとき。
- (6) 利用契約者の購入したStarlinkキット等が、Starlinkサービス運営会社の型式承認への適合を維持できなくなったとき。
- (7) 事前にStarlinkサービス運営会社から同社による審査と承認の手続きが求められる取扱いにおいては、当社がStarlinkサービス運営会社からStarlink Businessサービス提供の停止又は適用する提供条件の変更の通知を受けたとき。
- (8) 利用契約者がStarlink Businessサービスの料金の支払いを怠ったために、そのStarlinkキット等の使用を停止する旨、当社がStarlinkサービス運営会社から通知を受けたとき。
- (9) 前各号のほか、Starlink Businessサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を利用契約者に通知します。ただし、緊急やむをえない場合はこの限りではありません。

## 第6章 料金等

### (料金)

**第22条** 当社が定めるStarlink Businessサービスの料金は、料金表に定めるところによります。

### (定額利用料の支払義務)

**第23条** 利用契約者は、サービス利用開始日から契約解除日の属する月の月末までの期間について、料金表第1表(定額利用料)に規定する定額利用料を支払っていただきます。

- 2 前項の期間において、利用停止等によりStarlink Businessサービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払は次によります。
- (1) 第20条(Starlink Businessサービスの提供の中止)の規定に基づくStarlink Businessサービスの提供の中止又は第21条(利用停止)の規定に基づくStarlink Businessサービスの提供の停止があったときは、利用契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
  - (2) 前号の規定によるほか、利用契約者はStarlink Businessサービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払を要します。

### (基本サポート料の支払義務)

**第24条** 利用契約者は、サービス利用開始日から契約解除日の属する月の月末までの期間について、料金表第2表(基本サポート料)に規定する基本サポート料を支払っていただきます。

- 2 前項の期間において、利用停止等によりStarlink Businessサービスを利用することができない状態が生じたときの基本サポート料の支払は次によります。
- (1) 第20条(Starlink Businessサービスの提供の中止)の規定に基づくStarlink Businessサービスの提供の中止又は第21条(利用停止)の規定に基づくStarlink Businessサービスの提供の停止があったときは、利用契約者は、その期間中の基本サポート料の支払いを要します。
  - (2) 前号の規定によるほか、利用契約者はStarlink Businessサービスを利用できなかった期間中の基本サポート料の支払を要します。

### (一時金の支払義務)

**第25条** 利用契約者は、第13条(利用申込の方法)に基づき利用契約の申込みを行い、当社が第14条(利用申込の承諾)に基づき申込みを承諾したとき、又は利用契約者が第15条(Starlink Businessサービスの種別、品目の変更)に基づき、サービスの種別若しくは品目の変更の請求をした場合で、その請求を承諾したときは、料金表第3表(一時金)に定める一時金を支払っていただきます。

### (料金の計算方法等)

**第26条** 料金の計算方法等は、料金表通則に定めるところによります。

### (割増金)

**第27条** 利用契約者は、料金その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

**(延滞利息)**

**第28条** 利用契約者は、料金又その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

## 第7章 保守

## (利用契約者の維持責任)

**第29条** 利用契約者は、Starlinkキット等及び自営端末設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

- 2 利用契約者が行うStarlinkキット等の保守に要する費用は、利用契約者が一切負担するものとします。
- 3 利用契約者は、Starlinkキット等が故障した場合又は滅失もしくは毀損した場合、その修理又は復旧を行うものとします。ただし、第9章(保証及び損害賠償等)に特段の規定がある場合はこの限りではありません。
- 4 利用契約者が行うStarlinkキット等の工事、修理又は復旧に要する費用は利用契約者が一切負担するものとします。

## (利用契約者の切分責任)

**第30条** 利用契約者は、Starlink Businessサービスを利用することができなくなった場合は、自営端末設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理又は復旧の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の利用契約者による確認に際して、利用契約者から要請があったときは、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を利用契約者に通知します。
- 3 当社は、前項の試験によりStarlink Businessサービスの提供に係る電気通信設備に故障がないと判定した場合において、利用契約者の請求により当社の係員を派遣した場合は、利用契約者にその派遣に要した費用に消費税相当額を加算した額を請求することがあります。

## (電気通信設備の変更に伴うStarlinkキット等又は自営端末設備の変更等)

**第31条** Starlinkサービス衛星通信網においてやむを得ない限度において技術的な条件(Starlinkキット等の型式認定の内容及び技術的事項を含みます。)の変更が行われた場合であって、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更が必要となったときは、利用契約者の負担と責任によりその改造又は変更を行っていただきます。

## 第8章 保証及び損害賠償等

## (保証期間内における保証)

**第32条** 当社は利用契約者に対し、当該利用契約に係り当社から提供したStarlinkキットの本体(以降本章において「端末」と言います。)のみを対象に、当該利用契約を申込みした日から、当該Starlink Businessサービスの利用開始日から起算して2年後の同じ暦日の前日までの間(利用開始日が2月29日であった場合には、その日から起算して2年後の2月28日までの間)に、利用契約者から診断の請求を受け、その端末が故障したと当社が判断したときに、無償で交換用のStarlinkキットの本体を提供します。ただし、当該利用契約の申込をした日以前に当社から購入した端末を利用し利用を契約した場合は、端末購入時のStarlink Businessサービスの利用開始日から起算して2年後の同じ暦日の前日までの間(利用開始日が2月29日であった場合には、その日から起算して2年後の2月28日までの間)において上記の保証を提供します。

- 2 第1項の規定に基づく端末保証を利用したい場合は、利用契約者は所定の方法で当社に故障診断を請求していただきます。
- 3 前項の請求に基づき、当社は端末の故障診断を行い、その結果端末故障か否かを判断します。
- 4 当社は、端末の保証に関し本条に定めるものをのぞき何ら責任を負わないものとします。
- 5 当社はStarlink Businessサービスの品質について何ら保証せず、本条に定めるほか一切の責任を負わないものとします。

## (端末の保証期間経過後における保証)

**第33条** 当社は利用契約者に対し、当該利用契約に係り当社から提供した端末のみを対象に、第32条(保証期間内における保証)第1号に定める保証期間が経過した後にその端末が故障したと当社が判断したときに、当該端末と同じ機種 of Starlinkキットを再購入し当該利用契約を継続する場合に限って、再購入する時点における端末の定価を50%割引いて提供します。ただし、当該端末と同じ機種の在庫が無い場合はこの限りではありません。

- 2 前条の第2項及び第3項は、本条に準用します。

## (Starlinkキット等及びStarlink Businessサービスの保証の限界)

**第34条** 以下の場合には、利用契約者は第32条(保証期間内における保証)及び第33条(端末の保証期間経過後における保証)の定める保証を当社に請求することはできません。

- (1) 取扱説明書又は製品マニュアルに記載された使用環境や指示事項に従わず、製品を使用された場合(Starlinkキットの空の見通しの妨害又はアンテナをレドームで覆うことを含みます。)
- (2) 不適合な設置環境で使用した場合又はStarlinkサービス運営会社が提供若しくは承認していない機器若しくはソフトウェアと組み合わせて使用した場合
- (3) アンテナの手動による再調整の場合
- (4) StarlinkキットとStarlink通信衛星間、またはStarlink通信衛星とゲートウェイ局間における降雨減衰の影響の場合
- (5) Starlink通信の配置上生じるサービス提供の空白地域・時間が原因の場合
- (6) 他の発信装置による干渉又はアクティブなもしくは並列のネットワーク接続の過多
- (7) 利用契約者の電源又はネットワーク機器の問題、その他故障の原因が本製品以外にある場合
- (8) 上記のほか著しく過酷な条件のもとで使用されたことにより故障又は損傷した場合

- (9) 移動中の利用の許可を得ていない又は指定を受けていないStarlinkキット等及びStarlink Businessサービスを用いた移動中の利用
- (10) Starlinkサービス運営会社又はStarlinkサービス運営会社に承認された者以外の者によるStarlinkキット等の修理、改修(塗装その他の外観の変更を含みます。)又は逆アSEMBル
- (11) 不当な修理や改造、誤接続、設置工事の際の不備および過失、不適切な設置により故障又は損傷した場合
- (12) お引き渡し後の輸送、落下、水没等、不適当なお取扱いにより故障又は損傷した場合
- (13) 火災、地震、風水害、落雷、その他の天変地異、ガス害、公害、塩害、供給電源に起因する異常電圧、あるいは暴動、窃盗、破壊行為等の人災などの不可抗力により故障又は損傷した場合
- (14) 利用契約者又は第三者が食品又は液体をこぼした場合
- (15) 誤用、悪用、事故、破壊行為、改変又は放置
- (16) そのほか故障の原因が利用契約者の故意又は過失による場合
- (17) Starlinkサービス運営会社によるネットワークの計画的又は緊急メンテナンス
- (18) 通常の損耗、劣化、又はStarlinkキット等の動作に影響を与えない表面上の欠陥、へこみもしくは傷
- (19) 製品に対して取得する必要がある認可、承認又は許可の取得又は維持ができない場合
- (20) 当社又はStarlinkサービス運営会社の合理的な支配の及ばない事由その他当社又はStarlinkサービス運営会社の責任とみなされない故障の場合

(Starlink Businessサービス及びStarlinkキット等に関する問い合わせ受付)

**第35条** 当社は、利用契約者からの、Starlink Businessサービス及びStarlinkキット等に関する問い合わせを、当社所定の窓口において24時間365日受け付けます。

(その他の提供条件)

**第36条** Starlinkキット等及びStarlink Businessサービスに対して当社が提供する保証において、その他の条件は当社が別に定めるところによります。

(免責)

- 第37条** 当社は、法律上認められる範囲で、第9章(保証及び損害賠償等)に特段の定めがある場合を除き、Starlinkキット等及びStarlink Businessサービスにつき、いかなる保証も行わないものとします。
- 2 Starlink Businessサービスが利用契約者の自己の事業、業務その他の目的を達成するために資するものかどうかは、利用契約者の責任で判断いただきます。本サービスを使用する、又は使用できなかったことで利用契約者がその目的を達成することができなかったとしても、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は何ら責任を負わないものとします。
  - 3 当社は、Starlink Businessサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、利用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。ただし、当社に故意又は重過失がある場合には、この限りではありません。
  - 4 当社は、この約款等の変更により、又は第31条(電気通信設備の変更に伴うStarlinkキット等又は自営端末設備の変更等)の規定により自営電気通信設備の改造又は変更を要することとなる場合であっても、その改造又は変更に必要な費用については負担しません。

## (損害賠償)

**第38条** 利用契約者が、利用契約の違反により当社に損害を与えた場合、利用契約者は、当該損害を賠償する責めを負うものとします。

- 2 利用契約者がStarlink Businessサービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、利用契約者は、自己の責任でこれを解決するものし、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
- 3 当社は、利用契約に別段の定めがある場合および当社に故意または重過失がある場合を除き、Starlinkキット等の設置、修理、撤去及びStarlink Businessサービスの利用により生じる結果について、利用契約者その他いかなる者に対しても、Starlinkキット等又はStarlink Businessサービスの不具合・故障、第三者によるStarlink Businessサービスへの侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、何らの責任も負担しないものとし、特別損害、付随的損害、派生的損害、懲罰的損害、間接的損害、営業権もしくは営業利益の喪失、収益の喪失、業務停止、データの喪失もしくは破損、コンピューター障害、データセキュリティ違反、故障又は損失もしくは損害について一切責任を負わないものとします。
- 4 本条の規定は、当社が当該損失又は損害の可能性を通知されたか又は認識していたかにかかわらず、また、請求が契約、制定法、不法行為、厳格責任、過失その他の法令上の請求又は理論に基づいて主張されたかにかかわらず、利用契約、Starlink Businessサービス又はStarlinkキット等に起因又は関連する請求又は損害に適用されます。
- 5 当社が利用契約により賠償責任を負う総額は、当社の故意または重大な過失に起因して生じた場合および別途利用契約者と当社の間で個別に契約を締結している場合を除き、該当の事象が発生した月から前6か月間に支払ったStarlink Businessサービス利用料の総額を超えないものとします。
- 6 利用契約者は、当社がStarlink Businessサービス又はそれに相当するサービスの提供を行わなかったことにより損害が生じた場合に、Starlinkサービス運営会社に対してその責任を問わないものとします。ただし、Starlinkサービス運営会社が別段の定めを設けている場合は、この限りではありません。

## 第9章 雑則

## (電波干渉に要する工事等)

第39条 利用契約者は、Starlinkキットの据付けに際し、電波干渉の調査及び分析、電波干渉防止用フェンスの建築工事その他電波干渉対策を利用契約者の責任と負担において実施していただきます。

2 利用契約者は、Starlinkキットの据付け完了後、前項の電波干渉対策が必要と当社が認めるときは、当社が指定する期日までに、必要な工事その他電波干渉対策を利用契約者の責任と負担において実施していただきます。

## (当社の承諾の限界)

第40条 当社は、利用契約者からこの約款の定めに基づく請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないときがあります。この場合は、その理由をその請求をした利用契約者に通知します。

## (当社が別に定める事項)

第41条 この約款(料金表を含みます。)において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

## (利用契約者の情報の取得)

第42条 利用契約者は、Starlink Businessサービス提供に関わるものの氏名若しくは称号、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を当社が取得することを承諾するものとします。

## (利用契約者の氏名等の通知)

第43条 当社は、Starlinkサービス運営会社から要請があったときは、利用契約者の氏名及び住所等をそのStarlinkサービス運営会社に通知することがあります。

## (利用契約に係る情報の利用)

第44条 当社は、利用契約者に係る氏名、名称、電話番号、住所、居所、Starlinkキットのシリアル番号若しくはStarlinkキットの設置場所又は請求書の送付先等の情報を、当社及びStarlinkサービス運営会社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用、料金の請求等、この約款等及びStarlinkサービス運営会社が別に定める規約文書等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

2 当社又はStarlink運営会社は、前項で取得した情報を、利用契約の締結及び履行、料金等の請求その他Starlink Businessサービスの提供に関わる業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、これらの情報については別記2を準用して適用するものとします。

3 当社は利用契約の締結及び履行、料金等の請求その他Starlink Businessサービスの提供に関わる業務の遂行上必要となる範囲において、前項に定める情報の取り扱いを第三者に委託することがあります。

4 前各項のほか、Starlink Businessサービスに関して取得した利用契約者に関する情報の取り扱いについては、別途当社が定める「スカパーJSAT プライバシーポリシー」(<https://www.skyperfectjsat.space/privacypolicy/sjc/>)及びStarlinkサービス運営会社が別に定める「Starlinkプライバシーポリシー」が適用されます。

## (注意喚起)

**第45条** 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます。)に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」といいます。)が行う特定アクセス行為(機構法の平成13年1月6日付附則第8条第4項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。)に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(電気通信事業法第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。)のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及び当該電気通信の通信時刻から、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

## (送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処)

**第46条** 当社は、当社又は利用契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先であることが特定された場合において、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備からの通信に関して、当該送信元の電気通信設備の電気通信事業者に当該電気通信設備からの送信型対電気通信設備サイバー攻撃又はそのおそれへの対処を求めるために、当社設備で必要な範囲において検知した通信の送信元IPアドレス、ポート番号及び通信時刻を当該電気通信事業者に提供することを電気通信事業法第116条の2第2項に定める認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会(以下本条において「認定協会」といいます。)に委託することがあります。

- 2 当社は、当社又は利用契約者の電気通信設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先となった場合、認定協会が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備を特定するための調査及び研究を行う目的で、当社設備で必要な範囲において通信の送信元IPアドレス、ポート番号及び通信時刻を検知し、これを認定協会に提供することがあります。
- 3 前二項の規定は、利用契約者から個別具体的かつ明確な同意を得られた場合に限り実施するものとします。

## (Starlinkサービス運営会社が行うセキュリティ対策の承認)

**第47条** 利用契約者は、Starlinkサービス運営会社が、Starlink Businessサービスのデータにインシデントを特定し、それに対応するためのサイバーセキュリティポリシー及び手続を管理及び実施し、当該インシデントの影響を軽減し、その結果を文書に記録し、適切な利害関係者(必要に応じて、国内及び海外の関係当局並びに影響を受けるデータ主体を含みます。)に通知することを承認していただきます。

## (知的財産権の取扱い)

**第48条** Starlinkサービス運営会社は、Starlink Businessサービス及びStarlinkキット等における全ての知的財産権(Starlinkキット等に組み込まれるか又はStarlink Businessサービスを提供するために使用されるファームウェア又はソフトウェア(以下「本ソフトウェア」といいます。))を含みますが、これらに限られません。)を留保します。

- 2 Starlinkキット等にインストールされているソフトウェアのコピー及びアップデートは販売されず、Starlinkキット等にインストールされたままの状態で使用するために、前項に従い、利用契約者に対してのみ(非独占的、譲渡不能、限定的、かつ、取消可能な条件で)ライセンス(以下「本ライセンス」といいます。)が付与されます。利用契約において明示的に付与される場合を除き、Starlinkサービス運営会社は、Starlinkキット等、Starlink Businessサービス及びソフトウェアに関する全ての知的所有権その他権利及び利益を留保し、ライセンスを付与しません。

- 3 本条に定めるほか、本ライセンスに関してはStarlinkサービス運営会社が別に定めるソフトウェアライセンス及び使用条件に従うものとします。

#### (不可抗力)

**第49条** 当社は、利用契約に基づく義務の履行遅延又は履行不能について、かかる遅延又は不履行が当社の合理的な支配に及ばない原因によるものである場合には、一切の責任を負いません。かかる原因には、天災、労働紛争その他の産業騒乱、停電、公共サービスの停止、ウイルス又は疾病・伝染病の蔓延、その他の通信障害、地震、嵐等の自然現象、封鎖、通商停止、暴動、政府の行為又は命令、テロ行為、及び戦争が含まれます。

#### (権利の不放弃)

**第50条** 当社がこの約款のいずれの規定に基づく権利を行使しない場合でも、そのことがかかる規定に基づく権利を当社が現在又は将来において放棄することにはならず、また、後にかかる規定に基づく権利を当社が行使したときに当社の権利は何らの制限もされないものとします。

#### (可分性)

**第51条** この約款のいずれかの部分が無効又は執行不能と解釈された場合であっても、この約款の残余の部分は引き続き完全な効力を有するものとします。

#### (合意管轄)

**第52条** 利用契約者との間で利用契約の内容について疑義又はStarlink Businessサービスに関して争いが生じた場合には、誠意をもって協議することとしますが、それでもなおStarlink Businessサービスに関する一切の紛争が解決しない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### (準拠法)

**第53条** 利用契約は、日本国の法令に基づき解釈されます。

#### (その他の提供条件)

**第54条** Starlink Businessサービスのその他の提供条件については、細則に定めるところによります。

## 別 記

## 1 Starlink Businessサービスの提供区間

Starlink Businessサービスの提供区間は、以下のとおりとします。

- (1) 相互接続点とStarlinkサービス衛星との間
- (2) Starlinkサービス衛星相互間

## 2 利用契約者の禁止行為

利用契約者は、Starlink Businessサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (3) 自己以外の者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (4) 自己以外の者になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 自己以外の者の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 自己以外の者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) 連鎖販売取引(マルチ商法)に関して法令に違反する行為
- (11) Starlink Businessサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (12) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (13) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
- (14) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為又はそのおそれのある行為
- (15) その他法令又はこの約款等に違反する行為又はそのおそれのある行為
- (16) Starlink Businessサービス又はStarlinkキット等を攻撃用又は防衛用兵器その他の同等のエンドユーザのために利用する行為
- (17) 利用契約者に適用される全ての国際取引管理法(輸出管理、経済制裁、関税/輸入、マネーロンダリング防止及び腐敗防止に関する法令を含む。)に違反する行為
- (18) 当社の同意なくStarlink Businessサービスを第三者に再販売する行為又はそれに類する行為
- (19) Starlinkキットを移動中の車両で利用する行為
- (20) 本ソフトウェアのバイナリーコードからソースコードを何らかの方法により取り出そうとする行為
- (21) Starlinkサービス運営会社が別に定めるStarlink利用ポリシーに反する行為
- (22) (1)から(16)までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

## 3 Starlinkサービス運営会社が別に定める規約等

利用契約者は、Starlink運営会社が定める規約等(以下URLにて公開。)を遵守するものとする。

<https://www.starlink.com/legal?regionCode=JP>

- (1) STARLINKプライバシーポリシー(Privacy Policy)
- (2) STARLINK利用ポリシー(Acceptable Use Policy)

- (3) ソフトウェアライセンス及び使用条件 (Software License & Usage Terms)
- (4) 知的財産 (Intellectual Property)
- (5) 公正利用ポリシー (Starlink Fair Use Policy)
- (6) 仕様 (STARLINK SPECIFICATIONS)
- (7) ユーザーコンテンツライセンス、免責、放棄 (User Content License, Release & Waiver)



附 則

(実施期日)

この約款は、令和5年12月21日から実施します。

---

資料名 Starlink Businessサービス契約約款

資料番号 SAD-b1-23-001

令和5年 12月 21日 第1版

スカパーJSAT株式会社

東京都港区赤坂1-8-1

TEL :03-5571-7770  
(宇宙事業部門代表)

---